

## 第6章 ともに生き、支え合うまちづくり

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

### 1 地域コミュニティの醸成

#### 前期基本計画の取組

##### 【コミュニティ形成の促進】

人口減少、少子高齢化が進む中、住民による互助、共助がますます重要となることから、市民の地域コミュニティの重要性について啓発を行うとともに、自治会・町内会活動及び活動拠点の確保の支援を行いました。

##### 【市民協働】

地域社会における課題を地域で解決するために重要な市民の自治活動を促進し、また、市民参画のまちづくりを活発化するため、市民と行政が互いの立場と役割を理解して連携・協働できる環境整備を目指した施策展開を行いました。

##### 【市民の理解と参加促進】

市民公益活動サポートセンターを通して、市民活動に対する市民の理解と、参加促進を図りました。

##### 【自立した活動への支援】

市民公益活動サポートセンターによる各種事業を通して、団体の自立に繋がるよう側面支援に努めました。

#### 現状と課題

##### 【コミュニティ形成の促進】

地域コミュニティの重要性が増す一方、自治会加入率の減少や役員の担い手不足など、自治会・町内会における課題も増加していることから、今後も継続して、事業補助や情報提供などによる支援が必要です。

##### 【市民協働】

地域の問題解決に取り組む小学校区単位の地域まちづくり協議会は、現在、最終目的団体数の約半数にあたる12小学校区で活動が展開されています。今後も、まちづくりに対する市民の意識を高めていく中で、まちづくり協議会における活動の活性化、まちづくり協議会がない地域における設立促進を図っていく必要があります。

##### 【市民の理解と参加促進】

市民公益活動団体登録数、会員数は年々増加しており、市民意識調査における「市民活動が盛んだと感じる市民の割合」についても増加傾向にあります。

市民の価値観やニーズが多様化する中で、NPO、市民公益活動団体の活動領域は更に広がり、幅広い分野への支援が求められています。そのため、新たな課題解決に対する市民の理解、参加促進を図る必要があります。

##### 【自立した活動への支援】

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動し

やすい環境整備や自立した活動となるための支援策が必要になります。

## 基本方針

地域における互助、共助は、今後ますます重要性が高まっていくと考えられることから、地域基盤組織の自治会・町内会が主体的に行う活動及びNPOなどの各種団体が行う公益的活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。さらに、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、小学校、NPO、企業そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協力する地域まちづくり協議会において取組を推進します。

なお、多様化、複雑化する社会的課題に対して、既存の領域に加え、新しい領域においての市民公益活動の裾野が広がるように、幅広い分野への市民公益活動を促進します。そのために、団体の状況に応じた支援メニューの提供を推進します。

## 施策

### (1) 市民の自治意識の啓発を推進します

まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発を推進します。

### (2) 自治会・町内会等のコミュニティ活動を推進します

地域社会における町内会・自治会を中心とした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

### (3) 市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います

市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動にかかる情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。

### (4) 多様な主体が連携した地域づくり活動を推進します

自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、大学、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。

### (5) コミュニティの活動拠点の整備に支援を行います

各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の整備に支援を行います。

### (6) 市民公益活動に対する市民の意識を高めます

市民公益活動に対する市民意識の向上や、NPO、ボランティア活動への参加促進のための

## II 分野別計画

各種事業展開を図るとともに、新たな社会的課題に取り組んでいくため、幅広い分野の市民公益活動を推進します。

### (7) 市民公益活動に関する推進体制の充実を図ります

市民公益活動団体のニーズを把握した上で、団体の自主的な活動を尊重しつつ、市民公益活動団体の支援を推進します。



地域まちづくり活動



佐倉市市民公益活動サポートセンター

## 2 人権の擁護

### 前期基本計画の取組

#### 【人権施策の推進体制づくり】

佐倉市人権啓発推進拠点検討委員会を開催し、本市における人権課題について、様々な意見交換を行いました。

#### 【基本的人権の正しい知識】

市内小中学校では、人権週間に子どもたちがお互いを尊重することについて学んだり、関係機関と連携して人権教室を開催するなど、人権について学習する機会を提供しました。また、各学校で校内研修を行い、人権についての正しい知識の共有を図りました。

#### 【市民の人権意識の高揚】

人権啓発講演会や、市内小学5・6年生を対象とした人権標語コンテストを実施し、人権について考える機会を提供しました。また、「こうほう佐倉」に人権に関する記事を掲載し、意識啓発を図りました。

### 現状と課題

#### 【人権施策の推進体制づくり】

人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。

#### 【基本的人権の正しい知識】

市民の人権尊重思想の普及を図るためにも、様々な人権問題を認識し、基本的人権に関する正しい知識を身につける必要があります。

#### 【市民の人権意識の高揚】

偏見や差別を解消し、自分がかげがえのない存在であると同時に、他の人とのつながりの大切さを実感できるように、より効果的な人権啓発の方法について研究する必要があります。

### 基本方針

市民生活においては、人権が尊重されなければなりません。このことは、市民一人ひとりの認識と理解が必要であることから、あらゆる行政の取組が人権尊重の視点を踏まえて実施され、人権意識の定着が図られるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援するとともに、複雑化・多様化している人権問題について考える機会を市民に提供します。

### 施策

#### (1) 人権施策の推進体制の充実を図ります

「人権尊重・人権擁護都市宣言」の精神を踏まえ、佐倉市人権尊重のまちづくり指針に基づく施策を推進するため、市民の人権意識やニーズを把握した上で、行政の取組が人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、市民・団体などの活動を支援します。

## II 分野別計画

### (2) 人権問題について考える機会を提供します

多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

### (3) 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します

人権問題が複雑化・多様化していることから、関係機関とも連携し、市民一人ひとりが、基本的人権について正しい知識を身につける機会を提供します。



人権尊重のまちづくりデリバリー事業の様子

### 3 男女平等参画の推進

#### 前期基本計画の取組

##### 【男女平等意識の定着】

男女平等参画講演会（さくらフェスタ）を開催し、固定的性別役割分担意識の解消を目指しました。

##### 【あらゆる場における男女平等参画の実現】

佐倉市男女平等参画基本計画にのっとり、市の審議会や各種委員会などにおいて、女性委員の登用に取り組みました。また、子育て中の女性が、会議やイベントに積極的に参画できるよう、市が主催する事業において臨時託児室を設置しました。

##### 【男女平等参画推進センターの機能の充実】

男女平等参画推進の拠点施設として男女平等参画推進センターでは、様々な講座や情報提供を行いました。

##### 【DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進】

DVの相談対応件数は年々増加傾向にあるため、DV防止の啓発や、相談体制の充実を図るなど、被害者に対する対応を行いました。

#### 現状と課題

##### 【男女平等意識の定着】

家庭や地域・職場など様々な場面で、男女平等が進んでいるとは言えない状況がまだまだ見受けられます。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。

##### 【あらゆる場における男女平等参画の実現】

政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画は、いまだ十分とはいえません。社会のあらゆる分野で、男女がともに参画できるような環境を整備する必要があります。

##### 【男女平等参画推進センターの機能の充実】

男女平等参画推進センターが、市民にとって更に身近な施設となるように、周知を図る必要があります。

##### 【DV対策の推進】

DVは、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。今後も、配偶者などからの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

#### 基本方針

国や県の施策を踏まえ、男女平等の理解と意識の定着を図るため、市民の意識やニーズを把握し、様々な施策にいかすとともに、効果的な啓発事業の実施に努めます。

また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備を進めるとともに、その拠点施設として、男女平等参画推進センターの機能強

## II 分野別計画

化を図り、広く男女平等参画意識の醸成に努めます。

### 施 策

#### (1) 男女平等についての意識の啓発を図ります

市民一人ひとりが、正しく男女平等について理解し、その意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識やニーズを把握し、様々な施策にいかすため、次期男女平等基本計画策定時に市民意識調査を実施します。

#### (2) 男女が対等な立場で参画できる環境を整備します

男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるような環境を整備します。

#### (3) 男女平等参画推進センター事業の更なる周知を図ります

市民にとって、男女平等参画推進センターが男女平等参画を身近に感じてもらう拠点施設になるよう、市民の意識やニーズに合わせた事業を実施します。

#### (4) DV防止への取組を強化します

DVの防止に向け、性差に由来する暴力根絶の情報提供や、正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。また、相談機能を強化し、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。



佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ

## 4 平和・国際化の対応の推進

### 前期基本計画の取組

#### 【「平和条例」に基づいた事業を継続実施】

佐倉市平和式典を毎年8月15日に開催しています。また、市内小学校において、平和祈念講話と映画会を開催し、平和の大切さを伝えました。

#### 【核兵器なき世界の実現】

佐倉平和使節団が被爆地長崎を訪問し、各中学校での報告会で平和の大切さを伝えました。

#### 【国際化、多文化共生の推進】

毎月1回、英語版、スペイン語版、中国語版の広報を発行しました。また、外国人市民を支援する「生活相談」「日本語講座」を週数回実施しました。

### 現状と課題

#### 【「平和条例」に基づいた事業を継続実施】

戦争体験者の高齢化が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代へ継承していく取組の重要性が増しています。「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していくことで、市民の平和意識醸成に取り組むことが必要となります。

#### 【核兵器なき世界の実現】

被爆国日本として、核兵器廃絶を目指した核軍縮の機運を盛り上げるため、平和首長会議などを通じた核兵器廃絶の活動を推進する必要があります。

#### 【国際化、多文化共生の推進】

外国人市民の増加により、医療や教育、防災など生活に密着した問題や相談要望が増えていくことが予想され、外国人市民への行政サービスなどの的確な提供が求められています。

また、国際化の進展に伴う、多文化共生できる社会を実現するためには、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりに向けて取り組んでいくことが必要です。

### 基本方針

本市の特色のひとつである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく平和事業を継続して実施します。また、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動することができるように啓発事業の充実を図ります。

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。また、諸外国の文化・政治・経済などに関する有識者の講演などとともに、地域で起こる実際の課題も踏まえ、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

### 施 策

#### (1) 市民に戦争の悲惨さ、平和の尊さを啓発します

「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づき、様々な平和事業を実施するとともに、市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。

#### (2) 恒久平和に向けた世界の取組と連携します

被爆国日本として、恒久平和に向けた世界の取組と連携しながら、平和首長会議などを通じた核兵器廃絶の活動を進めるとともに、平和首長会議国内会議の本市での開催を目指します。

#### (3) 多文化が共生できる地域づくりを推進します

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。また、佐倉国際交流基金などによる関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や異文化理解を推進し、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。



佐倉平和使節団の被爆地派遣



国際交流

## 5 市の情報発信、市民意見の反映

### 前期基本計画の取組

#### 【市政情報や統計情報発信】

「こうほう佐倉」の月2回の定期発行や広報番組の制作・放送など、様々な媒体を活用した情報発信を行いました。また、統計情報については、本市ホームページにて継続的に公開してきました。

#### 【市民意見の市政への反映】

市政への市民参画を推進するため、市民の意見を集める機会の提供が重要です。市では主なご意見と市の回答を本市ホームページにて公表するなど、市民意見の反映状況を公開してきました。

### 現状と課題

#### 【情報発信の充実・強化】

人口の減少や高齢化の流れにあって、定住人口の維持・増加を図り、まちの活力を高めるため、本市の魅力を戦略的に広く発信する必要があります。既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、ICT（情報通信技術）の活用や、マスメディアなどへの情報提供により、市内外に向けた積極的な情報発信を行っていく必要があります。

#### 【市政情報の提供】

広報、ホームページなどを通じ市政情報の提供に努めていますが、公正で開かれた市政を推進するため、市民が必要とする情報について、個人情報の保護に配慮しながら積極的に提供していく必要があります。

#### 【統計情報の利活用】

ホームページの更新やイベントへの参加など、統計に関する広報活動を通じ、市民の統計に対する理解が深まるよう努めていますが、今後ますます統計情報の重要性が増す中で、更なる利活用を進める必要があります。

#### 【市民意見の市政への反映】

蓄積された市民意見などのデータを分析・活用し、更なる広聴機能の充実が求められます。

### 基本方針

市内外へ本市の魅力をPRする取組を強化するとともに、広報媒体やICT（情報通信技術）の活用と連携により、情報発信の充実と、市民生活における利便性の向上を図ります。

また、市政の公正性と透明性を高め、市民との信頼関係の確保を図るとともに、市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報を積極的に提供します。市民主体の公正で開かれた市政を推進する中では、市が保有する個人情報の適正な取扱い及び個人の権利利益の保護を図ります。

統計情報については、官民を問わず活用範囲が拡大しており、ますますその重要性が増しています。正確な統計調査を実施するとともに、利用者が統計情報をより一層活用できるように、データの整備に努めます。

市民の声がどのように市政に反映されているかについても、積極的に市民へ情報提供するとともに、これら市民の声をより効果的に市政へ反映させていくため広聴機能の強化を図ります。

### 施策

#### (1) シティプロモーションを推進します

定住・交流人口の増加を図るため、本市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

#### (2) 情報発信の充実を図ります

既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、ICT（情報通信技術）の活用や、マスメディアなどへの情報提供により、市内外に向けた積極的な情報発信を推進します。

#### (3) 市政情報を積極的に提供します

行政資料や市政情報の積極的な提供及び佐倉市情報公開条例の適切な運用を図ります。併せて、佐倉市個人情報保護条例の適切な運用を図ります。

#### (4) 活用しやすい統計情報を提供します

利用者が、求める統計データを入手しやすくなるように、データの体系化を図ります。また、データを加工し、利用しやすい形で情報提供できるように、提供方法の多様化を図ります。

#### (5) 市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します

市政へのご意見などの処理状況について、市民への情報提供を推進します。また、庁内各部署に直接寄せられる市民の意見・要望などを含め、市へ寄せられる市民の声の一元管理化、迅速かつ適切な処理の実現、蓄積される市民の声をより効果的に市政に反映するためのデータ分析・活用など、広聴機能の強化を図ります。



市民ワークショップの様子

## 6 行財政運営の適正化

### 前期基本計画の取組

#### 【適正な人事管理】

定員適正化計画に基づき、目標値である職員数1,007名を維持してきました。

#### 【職員の資質向上】

職員の職務階層に応じて必要な能力を育成するため、各種研修を実施しました。

#### 【組織体制の充実】

新たな政策課題に対応するため、継続的に組織体制の見直しを行いました。

#### 【広域連携】

印旛郡市広域市町村圏事務組合の構成市町村と協力し、国・県・関連団体へ要望活動などを行いました。

#### 【経常的経費の削減】

経常的経費のうち人件費及び公債費について、計画的な削減を行ってきました。

#### 【歳入の確保】

税収の確保に努めた結果、収入率については若干向上しました。また、新たな財源確保策として、「佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附推進事業」を平成26年8月から実施しました。

#### 【窓口サービスの向上】

職員の資質向上を図り、繁忙期のバックアップ体制を強化することで、利用しやすい窓口環境の整備に努めました。

#### 【業務システムの刷新】

住民基本台帳法の改正に合わせ、関連業務を含めた26業務の総合的な住民情報システムの再構築を行い、業務効率の改善及び情報資産の一元化、共有化を図りました。

#### 【電子自治体の推進】

いつでも、どこからでも、行政サービスが利用できる仕組みとして、インターネットを利用した電子調達、電子申請及び公共施設予約のシステムを導入しました。

### 現状と課題

#### 【適正な人事管理】

効率的な事務執行体制の構築だけでなく、事務量を把握し、再任用職員の活用を含めて、適正な定員目標数を定め、組織力を維持していく必要があります。

#### 【職員の資質向上】

所属ごとの行政課題に迅速・的確に対応できる職員を育成するためには、職場研修の充実だけでなく、異動に伴う組織力低下を招かないような引き継ぎ方法や知識の共有を図っていく取組が必要です。

#### 【組織体制の充実】

社会経済情勢の変化などに対応した、柔軟かつ効率的な組織体制を整備する必要があります。

#### 【広域連携】

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い、環境問題や交通問題、公共施設のあり方など行政区域をこえ

た市民ニーズも高まっており、地域の実情に応じて、地方自治体間の連携も視野に入れた広域的な施策立案が求められています。

### 【経常的経費の増加】

社会保障関連の扶助費や特別会計繰出金の支出が増加したため、経常的経費が毎年増加し、財政状況を圧迫しています。市税を中心とする一般財源の歳入を確保し、経常収支比率の改善を図る必要があります。

### 【歳入の確保】

厳しい財政状況の中で健全な財政運営を進めていくため、また税負担の公平性を担保するため、滞納者を減らす取組が必要です。また、選ばれるまちづくりを推進していくためにも、更なる財源確保に努める必要があります。

### 【窓口サービスの向上】

市役所を訪れる市民にとって、利用しやすい窓口サービスが求められています。

### 【業務システムの刷新】

各所属で導入した業務システムについて、システムの運用改善、制度改正への対応及び情報セキュリティ対策等を適切に行い、効率性や安全性を更に向上する必要があります。

### 【電子自治体の推進】

インターネットから申請できる手続きの拡大や利用率の向上を目指した取組を強化する必要があります。

## 基本方針

健全な行財政運営と市民サービス向上のため、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理を目指します。また、「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため、人材育成基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化への取組を更に進めます。

柔軟で効率的な組織・機構を整備し、時代の要請や直面する行政課題に総合的・横断的に対応できる組織体制を整備していきます。

財政運営については、歳入規模に見合った歳出構造となる予算編成を実施するため、経常的な経費を抑制するとともに、国県支出金など特定財源の積極的な活用と、政策的な経費については個別の計画との整合を図ります。

また、自主財源である市税を安定的に確保するために、適正な課税客体の把握に努め、税の総合システムの機能強化を図り、更なる税賦課業務の効率化を目指します。更に、納税の重要性について広く啓発を行うとともに、徴収の公平性・公正性を確保し、併せて徴収体制を充実させ収入率の向上を目指します。

しかしながら、生産年齢人口の減少などにより税収の伸びが期待できない状況が予測されるため、新しい財源確保にも努める必要があります。

市民サービスの向上を図るため、市民の視点に立った窓口対応により満足度の高いサービスの提供に努めます。また、新たなシステムの導入を検討し、行政手続きの簡素化と利便性の向上を目指します。

**施 策****(1) 適正な定員管理を推進します**

効率的で有効性の高い人事管理に努めます。また、特定分野の施策推進に必要な人材については、任期付任用などを活用し、組織力の向上を図ります。

**(2) 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成を図ります**

職員研修の充実・多様化への取組や、人材育成を推進する職場づくりを更に充実させていきます。

**(3) 円滑な事務執行のための組織づくりを推進します**

新たな行政課題や市民ニーズに迅速・的確に対応するため、プロジェクトチームの活用など柔軟で効率的な組織体制の整備を推進します。

**(4) 市庁舎内での障害を持つ人等の職業訓練を実施します**

市庁舎内に職業訓練の場を作り、障害を持つ人などが職業訓練をすることによって、就労につながるよう支援します。

**(5) 広域的な行政を推進します**

市域をこえた広域的な住民ニーズへの対応や公共施設のあり方について、地方自治法の改正も踏まえ、地域の実情に応じた近隣市町との連携施策を研究します。また、既存の一部事務組合については、関係市町の自主性を重んじつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、共同処理による事務の合理化などを更に推進していきます。

**(6) 財政基盤を充実し、財政の健全化を図ります**

歳入規模に見合った歳出構造の予算編成実現のため、より効率的な財政運営を推進します。

**(7) 税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します**

税の総合システムの機能強化を図るとともに、納税の重要性について広く啓発活動を行い、公平・公正な徴収の確保を図り、併せて徴収体制を充実させることにより、収入率の向上を目指します。

**(8) 新たな財源確保を図ります**

将来的に予想される税収縮小に備え、新たな財源確保策を研究します。

**(9) 窓口サービスの向上を図ります**

職員の能力向上を図り、利用しやすい窓口環境を整備します。また、今後発生する新たな事務に備え、窓口のレイアウトなどの変更について検討します。

### (10) 業務システムの改善を図ります

各所属で運用している業務システムについて、システムの運用改善、制度改正への対応及び情報セキュリティ対策の強化を適切に行い、事務処理の効率性向上や安全性向上を図ります。

### (11) 行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります

情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進し、コンビニ交付などの新たなサービスの検討やインターネットから申請可能な手続きの拡大を図るなど、行政手続きの簡素化と市民の利便性向上を図ります。



佐倉市役所本庁舎

## 7 資産管理の適正化

### 前期基本計画の取組

喫緊の課題であった公共施設の耐震化について、佐倉市耐震改修促進計画に基づいて施設の耐震化を行い、学校については平成27年度で完了する予定で進んでいます。また、耐震化への対応と併せ、志津公民館などの複合化や小学校のプール授業の民間委託など、個別施設の更新にあたり様々な検討を進めました。

### 現状と課題

耐震化によって当面の安全性は確保されるものの、今後、多くの公共施設の老朽化が進むにつれ、それらの改修・更新に多額の費用が必要となります。一方、少子高齢化及び人口減少に伴い市税収入の減少が見込まれる中で、安全で確実な施設サービスの実現を図っていく必要があります。

### 基本方針

多くの公共施設が老朽化していく中で、安全で継続的な施設サービスを確保するため、部署横断的な視点から、計画的な施設などの保全を進めていくとともに、人口や財政状況を含めた社会情勢の変化に対応し、次世代に引き継いでいける公共施設のあり方について検討します。

### 施策

#### (1) 安全で継続的な施設サービスを確保します

施設や設備などについて、利用者の安全やサービスの継続に重大な影響を及ぼすものは、横断的及び技術的な視点から施設の点検・診断及び計画的な保全を行い、事故などを未然に防ぎます。

#### (2) 持続可能な公共施設のあり方を検討します

公共施設等総合管理計画の策定及び継続的な検証を通じて、人口や財政状況など、将来の社会情勢の変化に対応する公共施設及び行政サービスのあり方について検討します。

#### (3) 公共施設における公民連携を推進します

指定管理者制度の活用のほか、公共施設の改修・更新及び管理において、ノウハウや資金面における民間事業者との協力を進め、公共施設におけるコスト削減及びサービス向上を図ります。